

藤井寺市定員適正化計画

(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

藤井寺市

目 次

1. 計画策定の趣旨 P 1
2. 職員数の現状 P 2
3. 類似団体との比較 P 5
4. 職員の年齢構成 P 1 1
5. 退職者の推移 P 1 2
6. 定員適正化計画 P 1 4



<SDGs（持続可能な開発目標）>

1. 計画策定の趣旨

本市においては、これまでも地方分権に伴う事務移譲や少子化・高齢化、急速な情報化、防災対策の強化など、増大する行政需要にも対応しながら、事務事業の見直しや民間委託の推進、効率的な組織体制の構築、臨時職員等の有効活用などにより、職員数の適正化に努めてきたところである。

臨時・非常勤職員については、その適正な任用の確保等を目的に、法改正により、令和2年度からは会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行されている。

また、今後、段階的な職員の定年年齢の延長が予定されており、これに伴う役職定年や新たな再任用制度の影響が懸念される。職員の時間外勤務の抑制やワーク・ライフ・バランスの確保への対応も求められる中、再任用職員や会計年度任用職員とのバランス、職員の年齢構成などにも配慮した職員数の適正化に取り組む必要がある。

さらに本市では、水道局については、令和3年4月より、大阪広域水道企業団との統合を行うこととなり、身分が切り替わる水道局職員もあることから、職員数に大きな変動が生じることとなる。

一方、本市の財政状況は、社会保障関連経費の増加、公共施設の耐震化や老朽化対策による投資的経費の増加等の要因により、財政規模が増加傾向にある。しかしながら、大幅な税収増が見込めない中、歳入面では、自主財源が40%前後と低調な水準が続いている。歳出面では、人件費や扶助費、公債費の義務的経費の歳出総額に占める比率が50%を超えており、非常に厳しい状況が続いている。

そこで、「藤井寺市行財政改革アクションプラン2020」を策定し、健全な行財政運営の実現と時代に合った行政サービスの強化をバランスよく実施していくため、行財政改革の推進に取り組むこととしている。

以上のような職員数の変動要因や財政状況等を踏まえつつ、増大する行政需要に的確に対応していくため、必要な職員数を確保するとともに、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」に位置付けられる「働き方改革」も推進し、中長期的に安定的で効率的な行政サービスが提供できるように、職員の年齢構成の平準化にも取り組みながら、概ね令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とする新たな定員適正化計画を策定するものである。

2. 職員数の現状

(1) 職種別職員数

(表1) 職種別職員数の推移

(各年度4月1日現在)

職種		年度											
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	
一般行政職	事務職	234	233	239	259	273	277	290	292	291	298	304	
	内訳	一般事務職	234	233	239	259	273	277	290	292	291	298	304
		(任期付、再任用)				(4, 0)	(6, 0)	(5, 3)	(6, 5)	(6, 6)	(7, 3)	(7, 6)	(8, 8)
	技術職	44	43	43	44	47	48	51	51	49	52	52	
	内訳	建築技師	6	6	5	5	6	7	8	8	9	10	10
		(任期付、再任用)					(1, 0)	(2, 0)	(2, 0)	(2, 0)	(2, 0)	(3, 0)	(2, 0)
		土木技師	35	35	36	37	38	38	40	40	37	39	39
		(任期付、再任用)							(0, 2)	(0, 2)	(0, 3)	(0, 6)	(1, 8)
		その他技師	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
	医療職	107	109	111	115	115	119	116	119	122	121	118	
	内訳	医師	14	16	17	17	18	18	17	17	19	19	16
		看護師	63	62	64	65	63	68	66	67	68	67	66
		(任期付、再任用)										(0, 1)	(0, 1)
		保健師	11	11	11	11	12	11	11	13	13	13	15
		栄養士	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6
(任期付、再任用)											(0, 1)	(0, 1)	
	その他医療職	15	16	15	16	16	16	16	16	16	16	15	
保育所保育士	72	70	70	70	69	74	73	75	76	77	79		
(任期付、再任用)											(0, 1)		
教育公務員	36	36	38	36	39	37	36	36	36	36	33		
小計	493	491	501	524	543	555	566	573	574	584	586		
技能労務職	運転手	15	14	12	12	16	18	15	15	16	16	14	
	(任期付、再任用)					(0, 1)	(0, 2)			(0, 1)	(0, 1)		
	調理員	15	15	14	13	13	13	13	12	12	10	10	
	(任期付、再任用)											(0, 1)	
	その他技能労務職	53	50	49	47	40	36	32	31	29	25	26	
	(任期付、再任用)						(0, 3)	(0, 1)	(0, 4)	(0, 5)	(0, 4)	(0, 6)	
小計	83	79	75	72	69	67	60	58	57	51	50		
合計①	576	570	576	596	612	622	626	631	631	635	636		
(うち、任期付フルタイム職員)②	—	—	—	(4)	(7)	(7)	(8)	(8)	(9)	(10)	(11)		
(うち、再任用フルタイム職員)③	—	—	—	—	(1)	(8)	(8)	(12)	(12)	(19)	(26)		
(①-②-③)職員数	576	570	576	592	604	607	610	611	610	606	599		

(2) 部門別職員数

(表2) 部門別職員数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数 (人)										
		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2
普 通 会 計	議 会	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5
	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政											
	総務・企画	86	87	88	90	94	99	103	105	106	112	106
	税 務	25	25	24	25	24	23	23	22	22	21	21
	労 働											
	農林水産	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	商 工	3	3	5	5	6	6	9	8	8	10	10
	土 木	38	38	36	36	37	37	37	38	39	39	43
	小 計	161	162	162	165	170	173	181	182	184	191	189
	福 祉 関 係											
	民 生	132	133	133	148	158	167	167	167	165	164	168
	衛 生	51	49	48	47	40	36	32	33	31	28	28
	小 計	183	182	181	195	198	203	199	200	196	192	196
一 般 行 政 部 門 計	344	344	343	360	368	376	380	382	380	383	385	
教 育	76	76	77	76	82	79	79	78	79	78	80	
消 防												
普 通 会 計 計	420	420	420	436	450	455	459	460	459	461	465	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	101	100	103	106	105	110	107	109	112	110	105
	水 道	20	19	19	19	19	20	20	21	19	21	20
	下 水 道	13	12	13	13	14	13	14	13	13	14	16
	交 通											
	そ の 他	22	19	21	22	24	24	26	28	28	29	30
	公 営 企 業 等 会 計 部 門 計	156	150	156	160	162	167	167	171	172	174	171
総 合 計	576	570	576	596	612	622	626	631	631	635	636	

地方公共団体定員管理調査に基づく本市の職員数について、職種別職員数の推移（表1）では、任期付フルタイム職員及び再任用フルタイム職員を含め、令和2年度の636人と平成22年度の576人を比較すると、この10年間で60人増加している。特に、平成25年度から一定数の職員が増加している。これは、地方分権の推進により、従来、国で行われていた事務事業の一部が市町村に移譲されたことや、大阪版地方分権推進制度により、住民に身近な事務事業の権限移譲を受けたこと、少子化・高齢化への対応、地方創生事業への取り組みなどが、職員増加の主な要因である。

職種別の職員数では、この10年間で、一般行政職では、福祉専門職を含む事務職が70人、技術職が8人、医療職が11人、保育所保育士が7人、それぞれ増加しており、教育公務員（教育指導主事・幼稚園教諭）が3人減少している。一方、技能労務職では、退職者不補充により、運転手が1人、調理員が5人、その他技能労務職が27人、それぞれ減少している。

また、平成25年度からは、一定の職種で雇用期間を定めた任期付職員を採用し、平成26年度からは、年金受給年齢との関係で、定年退職後の職員の雇用が義務付けられたフルタイム再任用職員制度を導入している。この任期付フルタイム職員及び再任用フルタイム職員を除いた令和2年度と平成22年度での比較では23人の増加となっている。

部門別職員数（表2）では、普通会計の令和2年度と平成22年度を比較すると、総務・企画部門（総務一般・会計出納・管財・行政委員会・企画開発・住民関連一般・防災・広報広聴・戸籍等窓口）で20人、商工部門（商工一般・観光）で7人、土木部門（土木一般・用地買収・建築・都市計画一般・都市公園）で5人、民生部門（民生一般・福祉事務所・保育所・各種年金保険関係）で36人、教育部門（教育一般・社会教育一般・文化財保護・その他社会教育施設・保健体育一般・小学校・幼稚園）で4人、それぞれ増加している。一方、税務部門（税務）で4人、衛生部門（衛生一般・市町村保健センター等施設・清掃一般・ごみ収集）で23人、それぞれ減少している。議会部門（議会）及び農林水産部門（農業一般）は増減していない。

公営企業等会計部門の令和2年度と平成22年度の職員数を比較すると、病院で4人、下水道で3人、その他（国保・介護・派遣）で8人、それぞれ増加している。水道は増減していない。

3. 類似団体との比較

(1) 職員数比較

(表3)大阪府内の類似団体との比較

(平成31年4月1日現在)

市 大部門	藤井寺市	泉大津市	貝塚市	摂津市	高石市	泉南市	四條畷市	交野市	大阪狭山市	阪南市
議 会	5	6	5	5	5	6	5	5	4	5
総務・企画	112	80	94	102	79	73	77	85	79	71
税 務	21	25	41	35	18	25	18	24	25	20
民 生	164	124	127	111	77	98	104	91	69	91
衛 生	28	16	48	57	21	40	27	62	29	43
労 働	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0
農 林 水 産	4	1	13	2	2	11	2	5	3	7
商 工	10	5	5	6	2	7	3	4	3	7
土 木	39	32	48	53	45	36	25	40	27	26
一般行政計	383	290	382	372	251	296	261	316	240	270
教 育	78	58	99	72	59	76	39	90	65	71
消 防	0	86	88	101	0	0	0	77	75	0
普通会計計	461	434	569	545	310	372	300	483	380	341
病 院	110	308	301	0	0	0	0	0	0	0
水 道	21	15	35	32	10	2	0	24	16	0
下 水 道	14	8	21	13	6	11	6	8	9	9
そ の 他	29	24	34	30	16	32	14	26	19	29
国 保	13	12	16	15	8	15	10	11	8	10
介 護	13	9	15	13	7	14	2	12	10	15
そ の 他	3	3	3	2	1	3	2	3	1	4
公営企業等会計	174	355	391	75	32	45	20	58	44	38
合 計	635	789	960	620	342	417	320	541	424	379

〔類似団体〕

類似団体とは、総務省において定められた分類方法で、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造（Ⅰ次産業：農業・林業・水産業など、Ⅱ次産業：鉱工業・製造業・建設業など、Ⅲ次産業：金融・小売・サービス業など）」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、一般市、町村ごとに団体を分類したものである。

本市は、一般市の人口が50,000人以上～100,000人未満で、産業構造がⅡ次、Ⅲ次産業の比率が90%以上かつⅢ次産業の比率が65%以上のⅡ-3に分類される。

* 類似団体分類(一般市)

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口	0人以上～50,000人未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000人以上～100,000人未満	II-3	II-2	II-1	II-0
	100,000人以上～150,000人未満	III-3	III-2	III-1	III-0
	150,000人以上～	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

大阪府内の類似団体との比較(表3)では、本市を含めたⅡ-3に分類される10団体と比較してみると、市民病院を有する団体や消防を直営職員で実施している団体など、団体によって行政形態等の違いにより職員数に大きな差異はあるものの、全体の合計職員数では、本市は他団体に比べて多くなっている。

また、団体ごとに実施している事業等にばらつきがあり、職員数の配置数に違いがある消防などの普通会計職員と病院などの公営企業等会計職員を除いた一般行政職員数で比較してみても、本市では、他団体に比べて多くなっている。

(2) 部門別比較

職員数の状況を部門ごとに分析するには「大部門以上定員管理診断表」及び「中・小部門定員管理診断表」の2種類の診断表の特徴を活かし、「単純値」と「修正値」に基づく比較を行い参考とする。

〔単純値及び修正値〕

単純値は、類型別団体ごとの中部門以上の部門別の人口1万人当たりの職員数の平均値であり、大部門以上の大まかな状況を把握する場合に適している。

修正値は、中部門、小部門に職員を配置している団体のみを対象とし、中・小部門および類型別団体ごとの人口1万人当たりの職員数の平均値であり、中部門、小部門の比較に適している。

(表4) 藤井寺市の大部門以上定員管理診断表

平成31年1月1日現在 住民基本台帳人口 64,916 人	類 型	団 体 コード	都 道 府 県 名	市 区 町 村 名
	市 II-3	272264	大阪府	藤井寺市

大 部 門	職員数の増減					単純値及び修正値により算出した職員数との比較					
	30.4.1	31.4.1	増 減	R2.4.1	増 減	単純値による比較			修正値による比較		
	現 在	現 在		現 在		単純値×	超 過 数	超 過 率	修正値×	超 過 数	超 過 率
	職員数	職員数	職員数	職員数	住基人口	E(B-D)	E/B×100	住基人口	G(B-F)	G/B×100	
A	B	B-A	C	C-B	D			F			
議 会	5	5		5		5		0.0	5		0.0
総務・企画	106	112	▲ 6	106	▲ 6	94	18	16.1	92	20	17.9
税 務	22	21	▲ 1	21		26	▲ 5	▲ 23.8	26	▲ 5	▲ 23.8
民 生	165	164	▲ 1	168	4	99	65	39.6	101	63	38.4
衛 生	31	28	▲ 3	28		36	▲ 8	▲ 28.6	42	▲ 14	▲ 50.0
労 働						1	▲ 1				
農 林 水 産	4	4		4		11	▲ 7	▲ 175.0	10	▲ 6	▲ 150.0
商 工	8	10	2	10		9	1	10.0	10		0.0
土 木	39	39		43	4	39		0.0	40	▲ 1	▲ 2.6
一般行政計	380	383	3	385	2	320	63	16.4	326	57	14.9
教 育	79	78	▲ 1	80	2	58	20	25.6	66	12	15.4
消 防						31	▲ 31				
普通会計計	459	461	2	465	4	409	52	11.3	392	69	15.0
病 院	112	110	▲ 2	105	▲ 5						
水 道	19	21	2	20	▲ 1						
下 水 道	13	14	1	16	2						
交 通											
そ の 他	28	29	1	30	1						
公営企業等会計	172	174	2	171	▲ 3						
合 計	631	635	4	636	1						

(注)単純値とは、中部門や小部門に職員が配置されていない団体も含めた平均値。

(注)修正値とは、中部門や小部門に職員が配置されている団体のみ平均値。

(表5) 藤井寺市の中・小部門定員管理診断表

平成31年1月1日現在
住民基本台帳人口
64,916 人

類型	団体コード	都道府県名	市区町村名
市Ⅱ-3	272264	大阪府	藤井寺市

(1枚目)

大部門	中部門	小部門	30.4.1	31.4.1	増減 B-A	R2.4.1	増減 C-B	修正値 ×	超過数 B-D	
			現在 職員数 A	現在 職員数 B		現在 職員数 C		住基人口 10,000 D		
議会	議会		5	5		5		5		
総務・企画	総務一般	総務一般	35	36	1	35	▲1	38	▲2	
		会計出納	5	5		6	1	5		
		管財	8	8		7	▲1	5	3	
		職員研修所								
		行政委員会	6	9	3	6	▲3	4	5	
	企画開発		13	13		13		10	3	
	住民関連	住民関連一般	15	16	1	15	▲1	9	7	
		防災	6	7	1	8	1	5	2	
		広報広聴	3	3		3		3		
		戸籍等窓口	15	15		13	▲2	13	2	
県(市)民センター等施設										
その他										
税務	税務		22	21	▲1	21		26	▲5	
民生	民生	民生一般	17	17		19	2	14	3	
		福祉事務所	54	54		52	▲2	36	18	
		児童相談所等								
		保育所	93	92	▲1	94	2	48	44	
		老人福祉施設								
		その他の社会福祉施設								
		各種年金保険関係	1	1		3	2	3	▲2	
旧地域改善対策										
衛生	衛生	衛生一般	3	3		3		9	▲6	
		市町村保健センター等施設	12	12		13	1	14	▲2	
		保健所								
		と畜検査								
		試験研究養成機関								
	医療施設									
	火葬場墓地									
公害										
清掃	清掃	清掃一般	4	4		4		6	▲2	
		ごみ収集	12	9	▲3	8	▲1	13	▲4	
		ごみ処理								
環境保全										
労働	労働	労働一般								
		職業能力開発校 勤労センター等施設								

平成31年1月1日現在
住民基本台帳人口
64,916 人

類 型	団 体 コー ド	都 道 府 県 名	市 区 町 村 名
市 II-3	272264	大阪府	藤井寺市

(2枚目)

大 部 門	中 部 門	小 部 門	30. 4. 1	31. 4. 1	増 減 B-A	R2.4.1	増 減 C-B	修正値 ×	超 過 数 B-D
			現 在 職 員 数 A	現 在 職 員 数 B		現 在 職 員 数 C		住 基 人 口 10,000 D	
農 林 水 産	農 業	農 業 一 般 試 験 研 究 養 成 機 関	4	4		4		10	▲ 6
		林 業							
	水 産 業	水 産 業 一 般 漁 港 試 験 研 究 養 成 機 関							
商 工	商 工	商 工 一 般 中 小 企 業 指 導 試 験 研 究 養 成 機 関	4	6	2	4	▲ 2	5	1
		観 光	4	4		6	2	5	▲ 1
土 木	土 木	土 木 一 般 用 地 買 収 港 湾 ・ 空 港 ・ 海 岸	17 1	16 1	▲ 1	18 1	2	17 2	▲ 1 ▲ 1
		建 築	5	6	1	6		8	▲ 2
	都 市 計 画	都 市 計 画 一 般	8	8		10	2	10	▲ 2
		都 市 公 園	8	8		8		3	5
	ダ ム								
	下 水								
教 育	教 育 一 般	教 育 一 般 教 育 研 究 所 等	18	17	▲ 1	17		18	▲ 1
		社 会 教 育	社 会 教 育 一 般	6	5	▲ 1	8	3	7
	文 化 財 保 護		7	7		9	2	4	3
	公 民 館 そ の 他 の 社 会 教 育 施 設		7	7		7		7	
	保 健 体 育	保 健 体 育 一 般 給 食 セ ン タ ー 保 健 体 育 施 設	4	5	1	5		4	1
		義 務 教 育	小 学 校	8	8		9	1	7
	中 学 校								
特 別 支 援 学 校 (小 ・ 中 学 部)									
そ の 他 の 学 校 教 育	高 等 学 校								
	大 学 ・ 短 期 大 学 特 別 支 援 学 校 (高 等 部)								
	幼 稚 園 そ の 他	29	29		25	▲ 4	19	10	
消 防	消 防								
合 計			459	461	2	465	4	392	69

定員管理診断表については、団体ごとの組織構成や分類方法の考え方などにより、部門別の職員数に若干の差異は考えられるものの、藤井寺市の大部門以上定員管理診断表(表4)において、II-3に分類される84市の類似団体との部門ごとの職員数を比較してみると、職員が配置されていない部門を含めた平均値である「単純値」で算出した職員数の比較では、本市は一般行政職員で63人の超過、普通会計職員では52人の超過となっている。

また、職員が配置されている部門のみでの平均値である「修正値」で算出した職員数の比較では、本市は一般行政職員で57人の超過、普通会計職員では69人の超過となっている。

この「修正値」の比較において、税務や衛生、農林水産、土木の各部門では、類似団体に比べて職員数は少なくなっているが、総務・企画で20人、民生で63人、教育で12人の超過となっている。

次に、藤井寺市の中・小部門定員管理診断表（表5）において、類似団体の「修正値」の比較で超過している主な部門としては、総務・企画部門では住民関連で11人、民生部門では福祉事務所で18人及び保育所で44人、教育部門では幼稚園で10人多くなっている。

これらの部門で職員数が超過している主な要因としては、本市では、人口規模等に比べて、市立保育所や市立幼稚園の設置数が多いということや、住民関連や福祉関連部門の窓口事務等に必要な職員配置を図ってきたという特徴が考えられる。

（3）人件費比較

経常収支比率に占める人件費の割合（総務省「財政状況類似団体比較カード」）

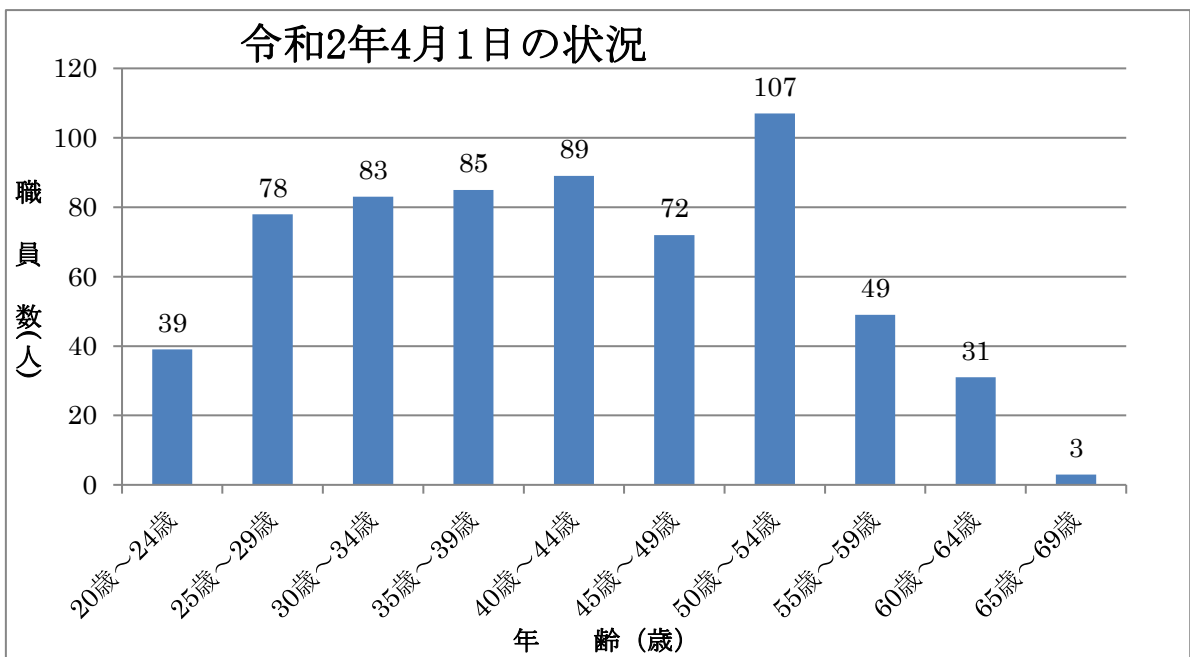
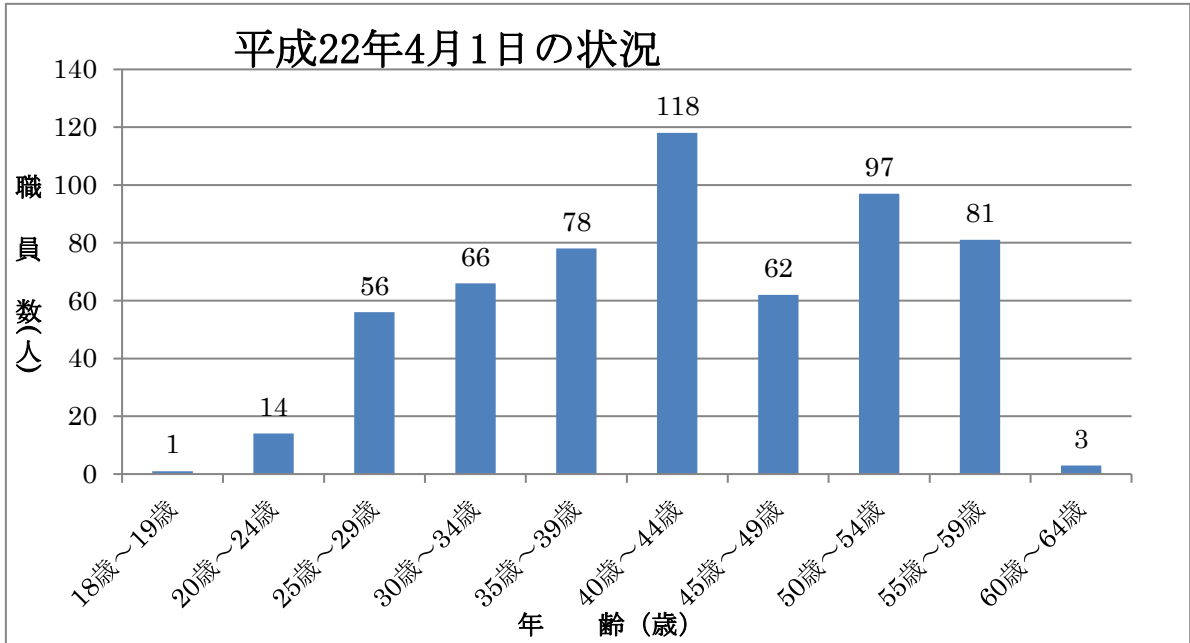
単位（％）

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
藤井寺市	28.6	28.3	28.6	28.0	27.8	29.1	27.2	27.4	27.8	26.6
類似団体平均	27.5	25.9	25.5	25.0	24.1	24.2	24.0	24.2	24.0	23.8

本市の人件費比率は類似団体平均をやや上回っているものの、年度別で見ると、職員数は増加傾向にあるが、人件費比率は、減少、横ばい傾向となっている。

4. 職員の年齢構成

(表6) 職員の年齢構成 (令和2年4月1日現在)



50歳～54歳の区分で職員数が多く、この世代で一時的に多くの退職者が見込まれるが、その後は、平成22年度と比較すると概ね平準化されてきたと考えられる。今後、組織力を保つため、過度な偏りが生じないように、計画的かつ定期的な採用を行うことが課題となっている。

5. 退職者の推移

(1) 職種別退職者の推移

(表7-1) 職種別定年退職者数(再任用職員となることを前提としない場合の定年退職年齢での退職者数)

職種		定年年度											
		R2	水道企業団へ	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一般行政職	事務職	4	5	3	4	5	1	3	4	10	10	10	13
	内訳												
	一般事務職	4	5	3	4	5	1	3	4	10	10	10	13
	技術職	1	11	1	1	1	0	2	1	3	1	1	0
	内訳												
	建築技師									1			
	土木技師	1	9	1	1			2	1		1	1	
	その他技師		2			1				2			
	医療職	1	0	1	2	3	5	1	3	5	7	4	1
	内訳												
	医師					1	3				1		
	看護師	1			2	1	2		3	3	4	2	
	保健師									1		2	
	栄養士					1				1			1
	その他医療職			1				1			2		
保育所保育士	4								1	2	6	1	
教育公務員							1		2		7		
小計	10	16	5	7	9	6	7	8	21	20	28	15	
技能労務職	運転手							3	1			1	
	調理員	1		1		2	1		1	1	1		
	その他技能労務職	1	3	1				2		2	1	3	
	小計	2	3	2	0	2	1	5	2	3	2	5	
合計		12	19	7	7	11	7	12	10	24	22	33	16

(表7-2)職種別退職者数(定年年齢退職後に再任用職員となることを前提とした場合の退職者数)

職種		退職年度											
		R2	水道企業団へ	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
一般行政職	事務職	4	5	2	0	3	4	0	3	4	5	1	3
	内訳												
	一般事務職	4	5	2		3	4		3	4	5	1	3
	技術職	5	11	2	0	1	1	0	1	1	1	0	2
	内訳												
	建築技師	1											
	土木技師	4	9	2		1	1		1	1			2
	その他技師		2								1		
	医療職	2	0	2	0	0	0	0	1	2	3	5	1
	内訳												
	医師										1	3	
	看護師	1		1						2	1	2	
	保健師	1											
	栄養士			1							1		
	その他医療職								1				1
保育所保育士	7				1	1							
教育公務員												1	
小計	18	16	6	0	5	6	0	5	7	9	6	7	
技能労務職	運転手												3
	調理員	1				1			1		2	1	
	その他技能労務職	2	3	2		2	1		1				2
	小計	3	3	2	0	3	1	0	2	0	2	1	5
合計		21	19	8	0	8	7	0	7	7	11	7	12

* 上記の退職者数は、定年退職後の職員全員がフルタイムの再任用職員となることを前提として、フルタイムの再任用期間が終了した年度をもって退職数に計上している。

* 上記の退職者数は、再任用フルタイム職員及び任期付フルタイム職員とする。

* 上記の退職者数は、現在国において検討が進められている定年延長は考慮していない。

* R2の退職者数には、定年退職者に加え、年度途中の普通退職者及び再任用職員のフルタイム期間終了者を含む。

今後の職種別退職者数の推移(表7-2)では、令和3年4月より、本市水道局が大阪広域水道企業団との統合に伴う身分移管により職員数が減少するとともに、再任用後の事務職及び技術職が、概ね毎年、数名程度ずつ退職することになっている。

6. 定員適正化計画

(1) 定員適正化に向けた取り組み

◆基本的な考え方

地方分権による市町村への事務移譲をはじめ、少子化・高齢化、情報化の進展、危機管理の重要性の高まり、また、市民ニーズの多様化・複雑化などに伴い、市町村の事務事業は増大している状況である。

こうした中において、市民サービスの向上や行政課題への適切な対応を図っていく上で、職員の増員確保は必要となるものの、持続可能な行財政運営を行っていくためには、現状の職員数での対応や計画的な職員数の抑制に取り組んでいくことが求められる。

このことから、最少の職員で最大の効果をあげるため、職員一人ひとりがさらなる能力開発に努めるとともに、類似団体との比較結果等にも留意しながら、次の考え方により、定員の適正化を図っていくものである。

①業務量に対応した職員配置

人事担当部門において、各所属との十分なヒアリングを実施したうえで、業務量の実態に応じた適切な職員配置を行う。また、繁忙期に応じた部門間での職員の流動体制にも積極的に取り組み、効率的な定員管理に努める。

②事務事業の見直し

市民サービス面には十分留意しつつ、その費用対効果や行政関与の必要性、受益と負担の公平性といった観点から、事務事業の見直しや選択と集中による事業実施にも取り組みながら、定員の適正化を図る。

③ICTの活用による業務の効率化

住民票等のコンビニ交付や住民税等のキャッシュレス納付など、ICTの活用による市民の利便性の向上と業務の効率化を図るとともに、リモート技術の活用、AIやRPAの導入による定型業務の自動化などを検討し、効果的な定員管理を進める。

④効率的な組織機構の構築と配置

社会情勢の変化や市民ニーズへの的確な対応を図るため、必要に応じて組織機構の見直しを行い、効率的な組織体制の構築と職員の適正な配置に努める。また、特定の行政課題に対しては、臨時組織やプロジェクトチームを設置して対応するなど、柔軟な定員管理を行う。

⑤民間活力の活用

民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの維持・向上が図れる業務については、民間への業務委託や指定管理者制度の拡充、民間事業者との事業協力などを進め、定員管理の効率化につなげる。

⑥多様な任用勤務形態職員の活用

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するためには、業務の種類や性質に応じ、人的資産の有効活用・効率的な運用に努め、多様な勤務形態の職員を活用することが有効な手段と考えられる。

定員管理の対象ではない会計年度任用職員（従来の臨時職員や嘱託員）等についても、業務内容等に応じた効果的で適正な配置を図りながら、定員管理の対象としている正職員及び再任用職員と任期付職員の適正化に取り組む。

⑦コロナ就職氷河期に備えた職員採用の前倒し

新型コロナウイルス感染症の影響による民間企業の雇用抑制等を受け、大阪府と府内市町村が連携した雇用拡大を図るため、本市においても、一定数の前倒し採用を実施するとともに、中長期的に立った定員管理を進める。

⑧普通退職者等の補充

この定員適正化計画では、定年年齢到達時に職員全員が再任用職員となることを前提とし、その職員が再任用期間終了後に退職した時点で職員補充を行うこととしているが、再任用職員を希望しない職員があった場合や自己都合等による普通退職者があった場合には、翌年度以降の退職者数や年齢構成等を見据えながら、その都度、必要な補充等を検討する。

⑨働き方改革

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の意識と働き方の改革に取り組む。また、安心して働き続けられる職場環境の改善を進め、優秀な人材の確保にも取り組んでいく。

⑩定員適正化計画の見直し

この計画は今後10年間の中長期的な計画としているが、社会情勢の変化、市町村が担う役割や事務事業の増減、定年年齢の延長、行財政改革の取組状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(2) 職種別職員数の考え方

職員には様々な職種があり、定員の適正化を進めるにあたっては、業務量の実態に応じた適切な職員配置を行うとともに、中長期的な観点で、退職者の補充・不補充の方針や会計年度任用職員等での対応を図る職種を明らかにする必要がある。

そのため、保育所保育士や幼稚園教諭は児童数等の変化、医療職は配置基準の改正などにより、必要な職員配置数の検討を行うものの、原則、次のような職種別の対応方針とする。

①事務職

類似団体との比較結果等も踏まえ、職員採用にあたっては、年齢構成には留意しながら、当面、職員数の抑制に取り組む方針とし、抑制分は必要に応じた会計年度任用職員等の配置での対応とする。

②技術職

土木職や建築職の採用にあたっては、ここ数年応募が少なく、通常の採用試験に加え、社会人を対象とした追加募集等も行っているものの、計画どおりの採用には至っていない状況であり、引き続き、募集方法や試験内容、対象年齢等を工夫しながら、必要な職員確保に努める。

③保育所保育士・幼稚園教諭

保育士、幼稚園教諭については、類似団体と比較すると、市立の保育所、幼稚園の設置数から、本市では、その職員数が大きく超過しているが、保育所の待機児童対策等に取り組んでいく必要があることから、保育士と幼稚園教諭との人事交流を含め、それらの体制等についての検討を進めながら、適正な職員配置に努める。

④技能労務職

技能労務職については、一律的な退職補充は行わず、各業務において、業務と職種は切り分けて検討し、必要な職員は確保しつつ、その内容・勤務実態等に応じた最適な担い手による業務実施に努める。

⑤医療職

市民病院の医療職については、病院運営には必要不可欠であり、また、基準に基づく職員配置を行っていることから、市長部局の保健師等を含め、引き続き、適正な職員配置に努める。

(3) 年度別目標職員数

①目標職員数

本市では、これまでも、事務事業の増大への対応や市民サービスの向上に向け、必要最小限の職員数により、人件費の抑制に努めながら、その対応に努めてきたところであるが、類似団体との比較では、団体によって行政形態等の違いはあるものの、他団体より職員数が多くなっているという結果を踏まえると、職員数の抑制に取り組んでいく必要がある。

平成31年4月1日現在の普通会計職員の類似団体との平均値との比較では、69人の超過となっている。この69人超過のうち、保育所及び幼稚園で超過している54人を除くと15人となる。

こうしたことを踏まえ、計画期間満了後の令和13年度の職員数については、令和2年4月1日現在の職員数636人から、身分移管となる水道局職員19人に加え、さらに21人削減の合計40人を削減した596人を目標職員数とする。

②退職者数と採用者数

職種別退職者数(表7-2)のとおり、身分移管となる水道局職員を除く令和2年度から令和12年度までの退職者数88人に対し、職種別職員採用計画(表8)のとおり、この間の職員採用予定者数を67人とする。

③職種別職員採用計画

職員削減目標数21人の職種別の内訳では、(2)職種別職員数の考え方を基本とし、計画当初では、一定の目安として、事務職で12人・教育公務員で1人・技能労務職の運転手及びその他技能労務職で13人を削減する一方で、技術職で1人・保健師で1人・保育所保育士で3人を増員し、差し引きで21人を削減する目標とする。

④年度別目標職員数

上記の採用計画等に基づく計画年度別の目標職員数については、定員適正化計画を踏まえた年度別目標職員数(表9)のとおりとする。

<総括表>

令和2年度職員数 ①	令和13年度目標職員数 ②	増減職員数 ①-②
636人	596人	▲40人

(表8)職種別職員採用計画

職種		年度										
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
一般行政職	事務職	9	2	0	0	2	0	2	0	2	0	0
	内訳											
	一般事務職	9	2			2		2		2		
	技術職	2	4	0	4	1	0	1	1	0	0	2
	内訳											
	建築技師	1										
	土木技師	1	4		4	1		1	1			2
	その他技師											
	医療職	3	2	0	0	0	0	1	2	3	5	1
	内訳											
	医師									1	3	
	看護師	1	1						2	1	2	
	保健師	2										
	栄養士		1							1		
その他医療職							1				1	
保育所保育士	8			1	1							
教育公務員	1										1	
小計	23	8	0	5	4	0	4	3	5	5	4	
技能労務職	運転手											
	調理員	2						1	2	1		
	その他技能労務職											
	小計	2	0	0	0	0	0	1	0	2	1	
合計	25	8	0	5	4	0	5	3	7	6	4	

(表9)定員適正化計画を踏まえた年度別目標職員数

職種		年度											
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
一般行政職	事務職	304	304	304	304	301	299	299	298	294	291	290	287
	内訳												
	一般事務職	304	304	304	304	301	299	299	298	294	291	290	287
	技術職	52	38	40	40	43	43	43	43	43	42	42	42
	内訳												
	建築技師	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	土木技師	39	27	29	29	32	32	32	32	32	32	32	32
	その他技師	3	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	医療職	118	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119	119
	内訳												
	医師	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	看護師	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	保健師	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	栄養士	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
その他医療職	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
保育所保育士	79	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	
教育公務員	33	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
小計	586	575	577	577	577	575	575	574	570	566	565	562	
技能労務職	運転手	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	11
	調理員	10	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10
	その他技能労務職	26	21	19	19	17	16	16	15	15	15	15	13
	小計	50	46	44	44	41	40	40	39	39	39	39	34
合 計		636	621	621	621	618	615	615	613	609	605	604	596